

平成16年度 社会福祉協議会事業計画 一重点目標のご紹介

1. 住民参加による地域福祉活動の推進

住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、住民の自主的な活動と関係諸団体との連携を図り、日常生活圏域における弱者支援活動等の開発に取り組み、福祉のまちづくりを推進する。

2. 利用者主体の福祉サービスの提供

利用者が心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような良質でかつ適切な福祉サービスの提供に努める。

3. 安心して利用できる福祉サービス提供体制の充実強化

介護保険制度・支援費制度などにより、利用者自ら福祉サービスを選択していくサービス利用制度の進むなか、利用者の利益を保護し、福祉サービス利用者への支援体制を充実強化する。

4. 良質な福祉サービスの提供支援と福祉マンパワーの養成

- (1) 多様なサービス提供事業者が競合する中で、より質の高い福祉サービスを提供できるよう支援体制を強化する。
- (2) 良質な福祉サービスを提供するため、人材の養成及び研修事業の充実を図る。

5. ボランティア活動の充実

- (1) ボランティアセンターの機能を充実強化するとともに、ボランティア連絡協議会と連携し、新たなボランティアの育成に努める。
- (2) 小地域単位に独居老人、高齢者世帯などの弱者を支援する地域ボランティアの組織化とネットワークづくりを目指す。

6. 情報提供及び活動の場の提供

- (1) 住民にとって身近な社協といわれるようホームページ、広報紙等を通じて情報を提供する。
- (2) 誰もがいつでもどこでも気軽に福祉活動に参加できるようなメニューの考案及び基盤整備を図る。

7. 相談業務・苦情解決等の体制整備

- (1) 相談窓口の一元化を図り、だれもが、いつでも、住み慣れた地域で、必要な福祉サービスを受けられる体制づくりに努める。
- (2) 福祉サービス提供に対する苦情への適切な対応を行うため、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに苦情解決に努める。
- (3) 福祉サービスについて、どのようなサービスを選択したらよいのか、自らの自立生活をどのように構築したらよいのかについて十分な意志表示、自己表現ができない方に対して成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業への橋渡しをする。

8. 資金貸付事業の充実

- (1) 緊急一時的に生活の維持が困難となった世帯へ少額資金を貸付し、できるだけ安定した生活維持ができるよう指導する。
- (2) 失業によって、生活の維持が困難となった世帯へ離職者支援資金を貸付する。

9. 法人経営基盤の強化

- (1) 競艇収益事業
 - ① 固定経費の減少を図るため、店舗の一部閉鎖、人件費の見直しなどをし、収益力の強化に努める。
 - ② 社会保険労務士の導入により、事務局・現場が一体となり、無駄のない経営体制の確立に努める。
- (2) 介護保険事業
 - ① 利用者本位の福祉サービス計画の立案とそれに伴う良質な福祉サービスを提供することで、利用者が安心して利用できる福祉サービス提供体制を構築する。
 - ② 早朝・夜間及び休日においても、できるだけ利用者の要望に応え、顧客の確保に努める。